

平成 30 年度第 2 回恵那市農業振興地域整備促進審議会 議事録

開催日時 平成 30 年 11 月 6 日 月曜日 午前 10 時～午前 10 時 40 分

開催場所 恵那市役所 西庁舎 3F 災害対策室

出席人員 委員 26 名中 22 名出席（欠席報告 3 名、当日欠席 1 名）

市職員 4 名（林農林部長・加藤農政課長・安藤課長補佐・横光係長・小栗総括主査）

1.開会のあいさつ

司会進行 加藤課長 改めまして皆さんおはようございます。定刻になりましたので平成 30 年度第 2 回恵那市農業振興地域整備促進審議会を開催させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます農政課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いを致します。それでは始めに、農林部長、林からご挨拶を申し上げたいと思います。よろしくお願いをいたします。

林部長 皆さん、改めましておはようございます。本日は今年度第 2 回目の恵那市農業振興地域整備促進審議会ということで、委員の皆様方にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より恵那市の農業行政につきましてご理解とご協力いただいております。重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日の第 2 回目の審議会にといたしましては、7 月に受付を致しました、一般申請の案件でございまして、編入が 3 件、そして除外が 14 件の案件についてご審議をいただくものでございます。

また本日は、その他の協議事項と致しまして、現在恵那市においては人口減少が喫緊の課題というなかで、市を挙げて移住定住政策に取り組んでおるわけでございます。そんななか農業行政、そしてまた農地においても住宅地の確保という観点から、農業振興地域の受売に関しまして一部用件見直しを行いまして、住宅地の確保に努めて参りたいということをご協議して参りましたので、その件に関しましてもご意見をいただきたいと思っております。それでは、本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

司会進行 加藤課長 それでは続きまして、夏目会長よりご挨拶をいただきます。お願いをいたします。

夏目会長 改めましてこんにちは。今年は夏の猛暑と、秋の長雨で農作業等相遅れたと思っておりますけども、何とか、なんだか米の指数が 98 だと言うようなことを聞きますけど、前年度並みに米の作況もできたなと思っています。それから、台風が 2 週連続で日本国を襲いまして、共済の関係ですと回っていましたが、倒木、それから夏の猛暑でちょっとした被害がございまして、それでも全滅ということではなくて、何とかやって行けたのではないかと考えております。以上です。今日の審議会はよろしくお願いをいたします。

2.諮問

司会進行 加藤課長 ありがとうございます。それでは会議次第に基づきまして進めさせていただきますが、2 番の諮問に入ります。審議会条例の第 2 条に審

議会は農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項について、市長の諮問に応じ、必要な事項について審議するとございますので、本日林部長より諮問をさせていただきますのでお願いいたします。ではよろしくお願ひします。

林部長 恵那市農業振興地域整備促進審議会会長様、恵那市長小坂喬峰。恵那市農業振興地域整備計画についての質問。最近の農業を取り巻く環境は高温障害や豪雨といった異常気象による農作物の品質低下や収量減少、また、農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増大など大変厳しい状況にあります。こうした具体背景を的確に捉えつつ、社会情勢の変化に即応した総合的な土地利用をするため、恵那市農業振興地域整備促進審議会条例第2条の規定に基づき、恵那市農業振興地域整備計画の見直しについて質問をさせていただきます。

3.協議事項

司会進行 加藤課長 ありがとうございます。それでは協議事項に移ります。審議会条例第5条第2項に基づきまして、会議の議長は会長が行うことと定められておりますので以降、議事につきましては議長を夏目会長に行っていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひを致します。

夏目会長 それでは会長が会議の議長を務めるということでございますのでよろしくお願ひします。それでは協議事項に入ります。恵那農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願ひします。

小栗総括主査 それでは私、農政課の小栗と申しますけども、私の方からはこの7月に受付をしまして、農振への編入及び除外の案件についてご説明したいと思ひます。皆さんに会議案内文書と一緒に送付させていただいた、個人情報につき取扱注意というこちらの資料に基づいてご説明をいたします。まず今年、申請件数一覧、編入と除外と言うことで、恵那市全体では編入の方が3件で59筆、除外の方が14件で20筆ありました。その内容ですが、1ページめくっていただきますと、編入としては、今回、中野方町と、山岡町、岩村町の3地区において申請がありまして、中野方町は編入理由と言うことで、農地中間管理機構関連農地整備事業、つまり圃場整備すると言うことでこちらの筆を編入すると言うものであります。その下の山岡町、久保原、馬場山田、に関しても経営体育成基盤整備事業で圃場整備を行うものに関して編入を行うといった内容になります。一番下に岩村町富田とあります。1筆編入を行うものですが、こちらは中山間地域直接支払い制度の対象農地としたいということで編入の申請が出ているものです。その次のページから編入と言うことで簡単な位置図がついています。編入1中野方町、編入2中野方町で山岡町馬場山田ということで、岩村町までついております。こちらが圃場整備をする区域になっておりますので、この黒枠のなかで全て編入するものではありません、この枠のなかにある農用地になっていない部分を編入するということになります。次に、除外の方ですが、30年度情勢推移による除外と言うことで、今回出てきたものが記載してありますが、全部で整理番号が1番から次のページで14番まで、件数

としては 14 件。筆数としては 20 筆という除外申請がありました。それでは簡単に上の方からご説明していきます。

(以下別途資料に基づき事務局より説明)

今回 14 件出てきておりまして、圃場整備がありましたところは 8 年が経過しております。内容としては分家住宅、農家住宅、自分の山林への進入路と、駐車場のための除外という申請になりました。簡単な地図を除外についても漬けておりますので参考までにご覧ください、以上簡単ですが説明をさせていただきました。今回各地区、各団体に意見紹介しましたところ、農業委員会から意見がございましたので、農業委員会からご説明いただきます。

安藤副局長

失礼します。それでは平成 30 年度の恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う農業委員会からの意見です。先月ですが 10 月 30 日火曜日、農業委員会の総会が開催されました。この中で今回審議中の 13 番、お手持ちの資料の図面と言いますと一番後ろから 1 つめのものです。右側に除外 13、岩村町と書いてある案件です。この土地ですが、所有者は 8 月に農業委員会へ営農に励むと言うことで農地法 3 条を申請され、許可されましたが、今回 13 番は農地法 3 条の許可を受けた土地の一部であり、申請は適切でないという判断です。こちら原因は、申請者、もしくは土地所有者が 7 月時点で農新除外は分かっていたのにもかかわらず、農業委員への除外説明がなかったもとによるものと、行政側も農振除外と農業委員会の連携不足でこのような状況になったと言うことです。また今後ですが、行政側もこのようなことが起こらないように、連携を図っていき、その他の案件についても農業委員会では審議会までに農業委員へ除外する場所、現地、そのような説明をして了解を得ること、意見も合わせて提示すると言うことで報告させていただきます。今回 13 番の件ですが、農地法の手引きで法第 13 条関係の不許可の例外というものがあまして、農地取得後 3 年未満でも転用が可能な次条の適用を今回は考えております。適用理由は直近の旧所有者、勝さんの母親の土地取得年月日を、今回息子に渡した訳ですが、取得年月日として良い、つまり母親が農地を取得した年月日と同じでも良いと言うことは特例でも良いことになっているので、母親が以前持っていた土地は平成 9 年 6 月 16 日に父親から相続で取得したものですから、取得後 3 年以上経過している、これは息子の取得と農地法上では同等ですので転用は可能ということ。その後総会終了後の経緯ですが、農振除外の申請者、代理人に電話し早急に農業委員の地元担当者に説明するよう連絡しました。翌日には担当の農業委員から事務局に代理人から説明を受けたと報告をいただいております。地元の担当農業委員自身もですが、農家住宅を建設することはできないとっていないので、順序を守って話しに来てほしかった、除外する場所を教えてほしかったと言う意見をいただいております。今回のことを踏まえ、転用は可能です。審議の程よろしく願いいたします。農業委員会からは以上です。

会長 夏目

ありがとうございました。今事務局及び、農業委員会事務局かの説明がありました件について、何かご意見ご指摘、ございませんか。

委員 同様なケースがこれからも出てくると思うが、代理人が申請するのにかかわらず、農業委員への協議は必ず行うということを広く知らせる必要があると思いますので、そのあたりを合わせて行政書士のみなさんにもお伝えしてほしいですし、徹底していただきたい。

会長 夏目 その件につきましてはこないだの農業委員会の総会でとにかく代理人、行政書士から担当の農業委員に絶対連絡することを農政課の職員、農業委員会の職員からもきつくいっておくように申し上げておりますので、よろしくをお願いします。

横光係長 その件につきまして、今回他にも、農業委員さんへの説明がしっかりされていないものがございましたので、改めまして行政書士会にその旨を徹底するようお願いしていきたいと思っておりますし、事務局の方の受け入れ体制も徹底していきたいと思っておりますのでこの度は本当に申し訳ございませんでした。また今後ともよろしく願いいたします。

夏目会長 こういったことで、行政側と農業委員会側、隣同士で生活しておりますが、その連絡が無かったと言うことで、今後そのあたりの連絡も密にやってほしいということを要望します。そのほかございませんか。

特にないようですので、意見書には特に意見なしと言うことでよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

夏目会長 ありがとうございます。続きまして、協議事項（2）農用地区域除外理由の取り扱いの変更について、事務局より説明をお願いします。

横光係長 改めまして2番のその他の協議事項と言うことで、今回除外基準の取り扱いの変更についてご説明をさせていただきます。では、座って失礼いたします。ホッチキス留めで本日お配りいたしました資料「住むとこ探すプロジェクト（農振農用地除外基準の見直し）」という資料の方をよろしく願い致します。この件につきましては毎回審議会の方では情報提供をさせていただいておりますけれども、この度は少し大きく踏み込んで、除外基準の見直しをしようと言うことになりましたので、その内容について、事務局から提案させていただきます。目的につきましては、何度も申し上げておりますとおり、恵那市の人口減少対策を喫緊の課題という風にとらえて、恵那市においては農地が多いわけでございますが、その農地において住宅建設のニーズが少なからずあるなかで、除外の基準について、弾力的にできないだろうかということ足かけ2年ほどずっと検討して参りましたので、そのことについて説明させていただきます。資料をめくっていただきまして、今現在ですけれども、この左のページの上にあるとおり農振法という法律で、5用件が定められており、恵那市についてはさらにどういったものが適当なのかということで、除外基準を7つ用意しております。ご存じのとおりほとんど毎年上がってくるのは、3番の農家住宅、農家分

家住宅ということです。今回もこの案件が多くございました。やはり、住宅建設に関するニーズはありますが、今まで恵那市は住宅については農家住宅、農家分家住宅しか認めておりませんでした。ですがやはり、一般の方が農地に住宅を建てたいと言うことが少なからずありますので、いくつか用件を作りながらも、一般住宅について適用できないかと考えまして、7番に特認事項がございます。特認事項というものは市の計画において振興するものであるという用地となっておりますので、ここで一般住宅について適用できないかとかんがえました。最後のページに運用の見直し内容というものがございます。運用指針、7番特認事項については何も変わりはありませんがその中に入ってガイドラインを追加しました。一般住宅の立地基準ガイドライン。農家住宅以外のいわゆる一般住宅（建て売り、集合型、アパート）については、市の計画に位置づけられたものであり、以下の条件を満たす限り、特認事項で受け付けることになりました。例えば、仮に除外された場合、その農地性が第一種農地意外において一般住宅は可能とする。つまり、第一種農地というのは10%以上の集団性のある農地であったり、土地改良をしているという生産性の高い農地ですが、その第一種農地においては、今まで通り農家住宅を原則とするということは変わらないですが、現実には、除外した場合の農地が二種性や三種性を持ったような農地が割とあります。そういった所では般住宅を許容してもいいのではないかと考えております。ただし、2番以降ですが、そういった場合であっても周辺農地への影響がないといった状況を十分確認する、また、隣接者の同意も必要とするといったことを用件に加えたいと思います。場合によっては中山間の対象地になっている場合もあるでしょうが、そこについても、その協定の活動に参加できることを確認できればということです。こういった要件を満たす場合については一般住宅についても受付をしていこうと今のところは考えています。ちなみに行政計画が必要とございまして、それを何とするところですが、今現在都市計画マスタープランという非常に上位の計画がありますのでその中に地区別にゾーニングしてありますので、そこによって立地を進めることを考えております。今後、本日審議会でも提案させていただきました。その後、関係者への周知と言うことで、行政書士会であったり、農業委員会という所に報告をしたい。受付については今年度から年2回を始めまして、1月にも1ヶ月間受付期間がございます。この1月からできれば受け付けを開始したいと考えております。以上です。よろしく申し上げます。

夏目会長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました件について、何かご指摘、ご質問等ございませんか。

 特にないようですのでこれで質疑を終わります。特にないと言うことでよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

7.答申について

夏目会長 ありがとうございました。先ほど協議しました、恵那農業振興地域整備計画の変更について審議会では特になしと言うことで答申させていただく

事でよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

夏目会長 討議事項が終了しましたので、進行を事務局に返します。

司会進行 加藤課長 議長、ありがとうございました。それでは閉会のご挨拶をいただきたい
と思います。伊藤副会長、よろしく願いいたします。

9.閉会のあいさつ

伊藤副会長 どうも皆さん、雨の中ご出席いただきありがとうございました。また、
慎重審議、ありがとうございました。これからも農地事業整備よろしくお
願いいたしまして、閉会の挨拶と致します。ありがとうございました。

一同 ありがとうございました。